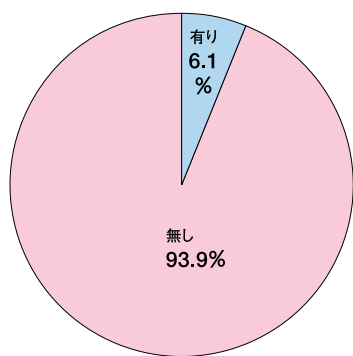


ゲームサイトなどコミュニティサイトを 利用した被害が増加!

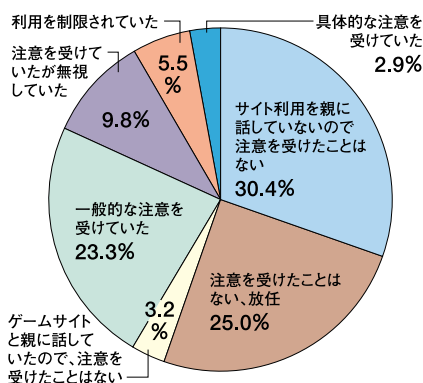
フィルタリングで多くの被害を防ぐことができます。しかし、フィルタリングも万能ではありません。フィルタリングを通り抜けるコミュニティサイト(ゲームサイト等)でも被害が多発しています。

コミュニティサイトに起因して、過去に犯罪を行った被疑者、被害に遭った児童に対する調査結果 (平成23年上半期 警察庁調査)

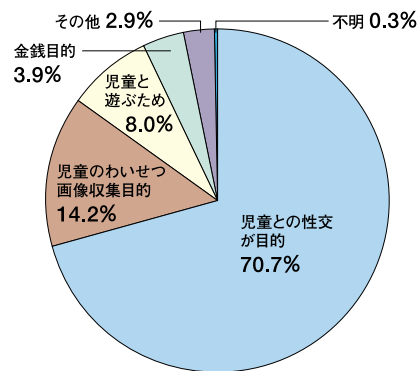
被害に遭った児童に聞きました
フィルタリングを利用していましたか?



被害に遭った児童に聞きました
保護者から注意を受けていましたか?



捕まった犯人に聞きました
犯行の動機は?



インターネットや携帯電話サイトの世界では、便利な情報とともに、
有害情報も流れています。

子どもたちを有害情報から守るため 法律により**保護者の責務**が定められています。

【保護者は】

- インターネット(携帯サイトを含む)上には、犯罪の仲介や違法薬物に関する情報、自殺の誘引、露骨なわいせつ情報、残虐な場面等、青少年にとって有害な情報が多く流通していることを認識しなければいけません。
- 教育方針や子どもの発達段階に応じ、有害情報を、どこまで子どもに見せるかを判断しなければいけません。
- 子どものインターネット利用状況を把握しなければいけません。
- フィルタリングの利用等により、子どものインターネット利用を適切に管理しなければいけません。
- 子どもに、インターネットを適切に活用できる能力を身に付けさせるよう努力しなければいけません。
- 子どもが利用する携帯電話を契約する時は、販売窓口で「この携帯電話は子どもが使う」と申し出なければいけません。

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律

子どもたちを有害情報から守るため 携帯電話の契約時「**フィルタリングを利用しません**」と申し出るためには、次の**正当な理由**が必要。

- ① 携帯電話インターネット接続サービスの提供を受ける青少年が就労している場合において、フィルタリングを利用することでその青少年の業務に著しい支障を生ずる場合。(子どもが仕事をしており、フィルタリングを利用すれば仕事に大きな支障がある)
- ② 携帯電話インターネット接続サービスの提供を受ける青少年が障害を有し、又は疾病にかかっている場合において、フィルタリングを利用することでその青少年の日常生活に著しい支障を生ずる場合。(子どもに障害や病気があり、フィルタリングを利用すれば日常生活に大きな支障がある)
- ③ 保護者が、携帯電話事業者が提供するインターネットの利用状況に関する事項の閲覧を可能とするサービスを利用すること等により、青少年がインターネット上の有害情報を閲覧することがないようにする場合。(保護者が、携帯電話会社からサイト利用履歴を取り寄せ、子どもが有害情報を見ないように管理する)

兵庫県青少年愛護条例、同条例施行規則

大切なのは、子どもに危険を教えて、子ども自身が危険を知ること。
そして、自ら危険を避ける能力を持つことです。

少年相談室「ヤングトーク」 ☎ (0120) 786-109

発行 兵庫県警察本部 少年育成課 ☎ (078) 341-7441 (代)

便利な携帯電話やインターネットでも…被害やトラブルが続発!

被害例1

自分の裸の写真が、ネット上に流れている

●なぜ、こんなことに? (中学2年生、女子の場合)

ゲームサイトで、同じ年の女の子と知り合い、仲良くなりました。相手の子が「私、胸が小さくて悩んでいるの」と言って、裸の写真を送ってきました。私は、相手を励ますつもりで、自分の裸の写真を写して送りました。その後、私の写真がインターネットに出ていました。女の子だと思っていたメール相手、逮捕されると…成人男性でした。

ネット上に一度流出した情報は完全に回収することは不可能です。名前、写真などの個人情報が出ると、犯罪に巻き込まれたり犯罪に利用される危険があります。安易に名前や住所を他人に教えたり、写真を送ったりしないようにしましょう。

被害例2

初めて会った男から、わいせつ被害に遭った

●なぜ、こんなことに? (高校1年生、女子の場合)

自身が登録していた自己紹介サイトに、「25歳です。欲しいものを買ってあげるので会おう」と書き込みがありました。携帯電話が欲しかったので、会うことにしました。会うのは怖かったけど、いざとなれば逃げれば良いと思っていました。しかし、男の車に乗ると、車内でわいせつな行為や写真を撮られるなどの被害に遭ってしまいました。

ネットは悪意をもった人間も多く利用しています。優しい言葉だけを信用してしまうのは危険です。良い人と簡単に判断せず、安易に会う約束をしないようにしましょう。

被害例3

高額なサイト登録料金を要求された

●なぜ、こんなことに? (高校3年生、男子の場合)

興味本位で、携帯電話のアダルトサイトを開きました。すると次の瞬間、「登録が完了しました。登録料金は9万8,000円です」と表示が出ました。何日も悩みましたが、請求された金額を振り込んでしまいました。

典型的なワンクリック詐欺です。アダルトサイトなどには特に注意が必要です。サイトには悪質なものもあります。お金を請求された場合など困った時は、迷わず周囲の大人に相談することが大切です。

被害例4

交流サイトでIDやパスワードを不正に使われた

●なぜ、こんなことに? (中学2年生、男子の場合)

テレビでCMもしていて小中学生にも人気の交流サイトで遊んでいたが、サイト内で他人のキャラクターから「通貨を増やしてあげる」と言われ、自分のID、パスワードを教えたところ、不正にアクセスされ、IDやパスワードを書き換えられ、アバター等も乗っ取られました。

インターネットの世界では、IDやパスワードは大切。知らないうちにお金も盗まれているということもあります。逆に、軽い気持ちでも、他人のIDやパスワードを利用して不正にアクセスすれば犯罪になります。IDやパスワードは大切にしましょう。

インターネットの世界には **リスク (危険)** がいっぱい!